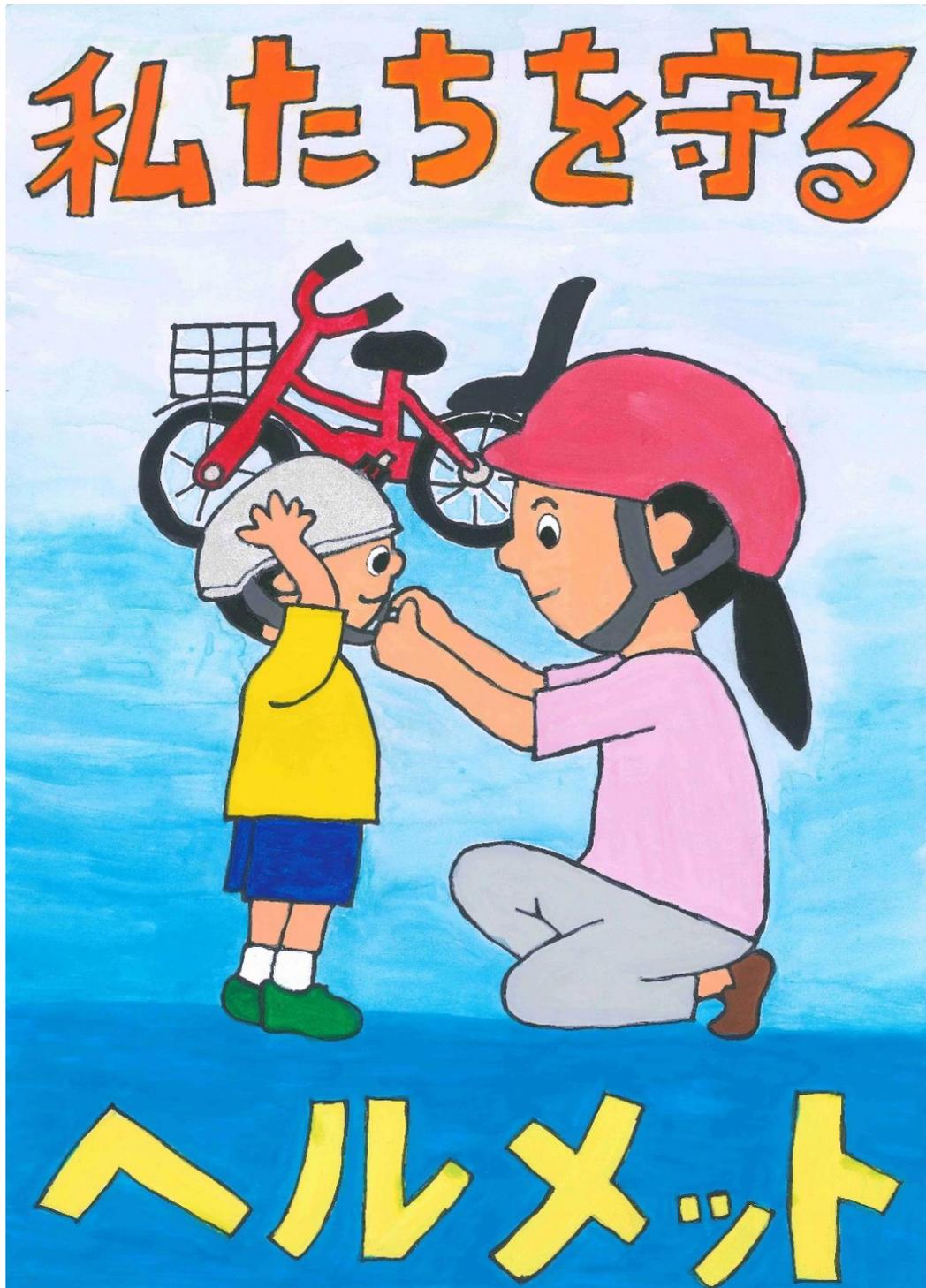


令和6年度
春の全国交通安全運動
藤沢市実施要領



令和5年度 小・中学生交通安全ポスター展 藤沢市長賞
御所見小学校 5年 興安 新汰さんの作品

< 目 次 >

春の全国交通安全運動

1 目的 1 ページ

2 スローガン

3 実施期間等

4 重点 1、2 ページ

5 各団体等の役割及び運動の進め方 2 ページ

(1) 藤沢市交通安全対策協議会構成機関・団体・2、3 ページ

(2) 警察 3 ページ

(3) 交通安全協会

(4) 安全運転管理者会青少年交通安全連絡協議会

(5) 教育機関・団体等

(6) 道路管理者・鉄道事業者・バス事業者 . . . 3、4 ページ

(7) 藤沢市 4 ページ

6 重点の取り組み方

(1) 家庭では 4 ページ

(2) 職場では 5 ページ

(3) 学校・地域では 5、6 ページ

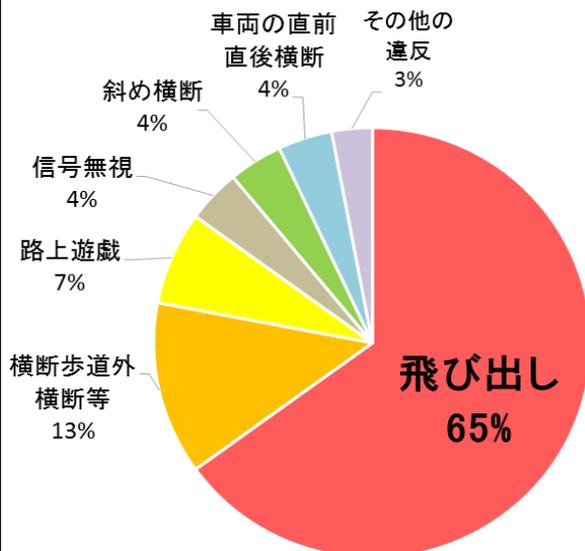
(4) 運転者などは 6 ページ

「春の全国交通安全運動」キャンペーン実施要領 7 ページ

新入学児童・園児を交通事故から守る運動 8 ページ

自転車マナーアップ強化月間実施要領 8、9 ページ

子どもの飛び出しに注意！！



小学生の歩行中の交通事故原因の半分以上が「飛び出し」です。



指導のポイント！

- 「左右に首を動かして確認」
- 「車は来ていないかな？」
- 「運転手さんの目を見た？」

過去5年間（平成30年から令和4年）の歩行中の小学生の交通事故原因

“具体的な言葉”で伝えましょう！

（神奈川県警察ホームページより）

https://www.police.pref.kanagawa.jp/kotsu/jiko_boshi/kodomo/mesf0208.html



春の全国交通安全運動



1 目的

すべての市民を交通事故から守るために、市民一人一人が交通安全について考え、交通ルールを守り交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

2 スローガン

「安全は 心と時間の ゆとりから」

3 実施期間等

【運動期間】

2024年(令和6年)4月6日(土)から15日(月)までの10日間

【交通事故死ゼロを目指す日】

2024年(令和6年)4月10日(水)

4 運動の重点

(1) 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

- ア 道路を横断するときは、横断歩道等を利用し手を上げる等、横断する意思を車の運転者に明確に伝え、安全を確認してから横断するように呼びかけましょう。
- イ 入園・入学時期を控えた幼児・児童とその保護者に対する交通安全啓発・教育を促進しましょう。
- ウ 通園・通学時間帯等における通学路や、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等での幼児・児童に対する交通安全指導、保護・誘導活動を徹底しましょう。
- エ 広報啓発活動等を通じた高齢者自身による身体機能の変化の的確な認識とこれに基づく安全行動を促進しましょう。



(2) 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

- ア 横断歩道等で歩行者等を見かけたら止まるなど歩行者保護の交通ルールの遵守と思いやりの気持ちを持って通行する交通マナーの呼びかけをしましょう。
- イ 運転免許証の自主返納制度、安全運転相談窓口について周知を徹底しましょう。

- ウ 自動車に乗車するときは、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトやチャイルドシートの着用の「ひとこえ」を掛けあいましょう。
- エ 「これくらいなら」、「少しの距離だから」という安易な気持ちが、一生かかっても償えない悲惨な事故につながるので、飲酒運転は絶対にやめましょう。
- オ 車両を運転する人には、絶対に酒類を提供しないようにしましょう。
- カ 運転中のスマートフォン等の使用や注視の危険性を周知しましょう。
- キ 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）をしない、または誘発しないために、思いやりと譲り合いの気持ちを持った運転を促進しましょう。



(3) 自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

- ア 加害者にも被害者にもならないために、交通ルールとマナーを守って、自転車を安全に利用しましょう。
- イ 自転車の点検整備を励行し、自転車安全利用五則を守るとともに、ヘルメットを着用しましょう。
- ウ 幼児用座席に子どもを乗車させる際のシートベルトの着用と、転倒防止のための利用方法について周知し、安全利用を呼びかけましょう。
- エ 万一の事故に備えて、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

(4) 二輪車の交通事故防止

- ア 二輪車を運転するときはヘルメットやプロテクターを正しく着用し夜間走行時は反射材を効果的に活用しましょう。
- イ 二輪車による無理な追い越し、乗用中の携帯電話使用や周囲の声や音が聞こえない状態でイヤホン等を使用するなどの危険な運転は止め、安全運転に努めましょう。
- ウ 悪天候時には、二輪車の利用を控えるようにしましょう。
- エ 四輪車の運転者も、二輪車は車体が小さく遠くを走行しているように感じるなどの、二輪車の特性に配慮した運転に努めましょう。

5 各団体等の役割及び運動の進め方

(1) 藤沢市交通安全対策協議会構成機関・団体

- ア 「重点」・「重点の取り組み方」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全運動を積極的に推進します。
- イ 4月10日「交通事故死ゼロを目指す日」にあたり、広報啓発活動を強化し、市民の交通安全意識の高揚を図ります。
- ウ 関係機関・団体の構成員等に、運動について周知徹底を図ります。
- エ 各種会議、行事などの機会を活用して、運動の趣旨を積極的に周知す

るとともに、広報紙（誌）を発行するときは、飲酒運転の根絶を呼びかける記事等の掲載に努めるなど、飲酒運転を「しない、させない、ゆるさない」社会づくりを推進します。

（２）警察

- ア 交通事故に直結する悪質性・危険性・迷惑性の高い違反やスクールゾーン等を中心とする指導取締りを強化します。
- イ 子どもや高齢者に対する街角アドバイスを強力に推進します。
- ウ 各重点に的を絞った交通安全教育等を積極的に推進します。
- エ 関係機関・団体へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に対応した事故防止活動を推進します。
- オ 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

（３）交通安全協会

- ア キャンペーンやイベントなどの開催により、広報啓発活動を強化し、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- イ 交通指導員や各種団体構成員による街角アドバイスを積極的に実施し、「交通安全ひとこえ運動」を推進します。



（４）安全運転管理者会・青少年交通安全連絡協議会

- ア 社内の広報媒体や、看板等を活用し、運動の趣旨の徹底に努めます。
- イ 安全運転管理の徹底と、シートベルト等の着用、過労・無謀運転の防止、飲酒運転の根絶に努めます。
- ウ 交通安全キャンペーンや地域で開催される交通安全行事及び職場等での活動に積極的に参加し、交通安全意識の啓発に努めます。

（５）教育機関・団体等

- ア スクールゾーン等を中心に、子どもの安全な通行を確保するための交通安全総点検を推進します。
- イ 交通安全教育の推進を図るとともに、郊外指導を充実します。
- ウ 二輪車・自転車の安全な利用に関する指導の充実を図ります。

（６）道路管理者・鉄道事業者・バス事業者

- ア 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。

イ 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

(7) 藤沢市

ア 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。

イ 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。

6 重点の取り組み方

(1) 家庭では…

ア 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

(ア) 横断歩道等を横断する際、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、自らの安全を守るための行動について家族で話し合しましょう。

(イ) 家族で通学路などの近所の交通上危険な箇所について話し合い、安全な通行方法を確認しましょう。

(ウ) 歩きながらのスマートフォン等の操作等の危険性について家族で話し合しましょう。

イ 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

(ア) 横断歩道等において歩行者保護は交通ルールであることを家族で話し合しましょう。

(イ) ニュースや新聞を素材に、飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さを家族で話し合い「しない、させない、ゆるさない」を徹底しましょう。

(ウ) 運転をしながらのスマートフォン等の操作等の危険性について家族で話し合しましょう。

ウ 自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

(ア) 自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう。

また、子どもや高齢者が自転車を運転するときは、ヘルメットを着用させましょう。

(イ) 幼児用座席に子どもを乗せるときは、ヘルメットだけではなくシートベルトを着用させましょう。

(ウ) 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に参加しましょう。

エ 二輪車の交通事故防止

(ア) 無謀運転をしないことを家族で話し合しましょう。

(イ) ヘルメットの正しい着用、プロテクターやエアバッグジャケットの着用など、交通安全の「ひとこえ」をかけましょう。

(ウ) 二輪車安全運転講習会など交通安全教育の場へ積極的に参加しましょう。



(2) 職場では…

ア 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

- (ア) 歩行者を交通事故から守る意識を高めるため、朝礼、研修会などで、歩行者保護の大切さや子どもと高齢者の行動特性についての教育を行いましょ。
- (イ) 歩行中の交通ルールの遵守や交通マナーの向上について社内広報紙(誌)などを通じて呼びかけましょ。

イ 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

- (ア) 職場の朝礼や研修会などで、横断歩道における歩行者優先の交通ルールの徹底について指導を行いましょ。
- (イ) 職場内に飲酒運転根絶に関するポスター等を掲示し飲酒運転根絶の気運を醸成しましょ。
- (ウ) 事業主・安全運転管理者等が中心となって飲酒運転又は飲酒運転を助長することがない職場環境をつくりましょ。



ウ 自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

- (ア) 社内の広報媒体等を活用して自転車安全利用五則を紹介するなど自転車安全利用の意識を高めましょ。
- (イ) 自転車通勤者等に対する安全利用の推進に努めましょ。
- (ウ) 業務で自転車を利用する場合にも、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょ。

エ 二輪車の交通事故防止

- (ア) 通勤も含め二輪車利用のある職場では、関係機関・団体と連携し、二輪車安全講習などを開催し、通勤時の交通事故が多いなどの二輪車の事故実態を周知させ、ヘルメットの正しい着用など従業員への安全運転の指導を行いましょ。
- (イ) 二輪車の特性を理解させ、点検整備の励行を指導しましょ。
- (ウ) 悪天候時には、二輪車の利用を抑制しましょ。

(3) 学校・地域では…

ア 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

- (ア) 交通ルールの遵守と交通マナーの向上についての意識を高めましょ。
- (イ) 子どもや高齢者の横断を見かけたら、思いやりの気持ちをもって声をかけたり、手をさしのべたりしましょ。
- (ウ) 夜間の外出時には、「明るい服装」と「反射材」を活用するよう呼びかけましょ。

イ 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

- (ア) 交通ルールの遵守と交通マナーの向上についての意識を高めましょ。

(イ) シートベルトやチャイルドシート着用を地域ぐるみで実践するため自治会、町内会、PTAなど各種団体・組織が相互に連携し、積極的な運動を推進しましょう。

(ウ) 各種会合、行事等あらゆる機会に飲酒運転の追放を呼びかけるなど飲酒運転根絶の環境づくりに努めましょう

ウ 自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

(ア) 自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで交通安全の「ひとこえ」をかけあいましょう。

(イ) 自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう。

(ウ) 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

エ 二輪車の交通事故防止

(ア) 交通事故を起こした際の運転者や同乗者などの責任について指導を行いましょう。

(イ) 地域ぐるみで交通安全の「ひとこえ」をかけあいましょう。

(4) 運転者などは…

ア 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

(ア) 横断歩道等では、子どもや高齢者をはじめ、歩行者等の優先を徹底しましょう。

(イ) 高齢運転者は、適性診断や各種安全運転講習を受けるなど、自分の運転技量と身体機能の変化を認識して、ゆとりのある運転を実践しましょう。

(ウ) 夜間は、道路の状況に応じてハイビームを活用しましょう。

イ 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

(ア) 歩行者を守るため、横断歩道等で歩行者等を見かけたら止まるなど思いやりのある運転を心がけましょう。

(イ) 夜間は、道路の状況に応じてハイビームを活用しましょう。

(ウ) 「飲酒運転は絶対にしない・させない」を徹底しましょう。

(エ) 運転中のスマートフォン等の操作は絶対にやめましょう。

(オ) 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）をしない、また誘発しないために、思いやりと譲り合いの気持ちを持って運転しましょう。

ウ 自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

(ア) 自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう。

(イ) 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

エ 二輪車の交通事故防止

(ア) 交差点直進時には、スピードを落とし、対向右折車との事故を防ぎましょう。

(イ) 交差点左折車両に巻き込まれないよう危険予測に努めましょう。

(ウ) 四輪車の運転者も、二輪車の特性に配慮した運転に努めましょう。

「春の全国交通安全運動」キャンペーン実施要領

1 目的

春の全国交通安全運動の周知徹底を図り、市民に交通安全意識の普及・高揚を図ります。

2 実施方法

各地区で啓発用のチラシやキャンペーン用品の配布、各種施設の入口等での啓発活動を通じて、交通安全・事故防止を呼びかけます。

3 実施内容

各地区や団体で実施できる内容での周知をお願いします。実施する周知方法については、各団体の会議等でご検討をお願いします。春のキャンペーングッズはディズニーキャラクターミニタオルです。チラシとタオルをセットにして袋に入れて各地区へ配布します。

4 各地区街頭キャンペーン実施日程

地区	日にち	時間	場所
善行	4月8日	14:45～	善行駅西口、東口周辺
藤沢東部	4月8日	14:00～	藤沢駅北口
藤沢西部	4月8日	14:00～	藤沢駅北口
御所見	4月8日	14:00～	用田辻～新用田辻交差点
長後	未定	14:00～	長後駅周辺
辻堂	4月8日	14:00～	辻堂駅南口
湘南大庭	4月8日	10:00～	イオン藤沢店前 広場
湘南台	4月8日	15:00～	湘南台駅東口前、西口前
明治	4月8日	14:00～	辻堂駅北口
鵜沼	未定	未定	本鵜沼駅・鵜沼海岸駅

※湘南台地区は時間変更の可能性あり。

※鵜沼地区は期間中、本鵜沼駅と鵜沼海岸駅で1回ずつ実施予定。

※片瀬、六会、遠藤、村岡地区は施設内にグッズを置き配布予定。

新入学児童・園児を交通事故から守る運動

各実施団体が指定した街頭指導場所の安全な所に立ち、黄色の横断旗を使用し、通学児童・園児の交通安全指導を行います。次の時間の範囲で、通学状況に合わせて可能な範囲で実施をお願いします。

実施日	時間
4月 5日（金） （始業式・入学式）	午前7時30分～8時30分 午前9時15分～9時45分 （各地区の始業式・入学式の時間に合わせて実施）
4月 8日（月）	午前7時30分～8時30分
4月 9日（火）	午前7時30分～8時30分

※街頭指導の際は、無理に車を止めるなどしないようにしてください。

自転車マナーアップ強化月間実施要領

1 目的

自転車の交通事故を防止する運動を市民総ぐるみで展開し、市民一人一人が交通安全について考え交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、自転車の交通事故防止の徹底を図ります。

2 スローガン

「自転車も のれば車の なかまいり」

「ヘルメット かぶるだけでも 救える命」

3 実施期間

2024年5月1日（水）～5月31日（金）の1か月間

4 重点

- (1) 自転車交通ルールの遵守とマナーの向上
- (2) 自転車点検整備の促進と自転車損害賠償責任保険等の加入義務の周知徹底
- (3) すべての自転車利用者に対するヘルメット着用努力義務の周知徹底

5 重点の取り組み方

(1) 家庭では…

- ア 自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。
- イ 家族がヘルメットを装着しているか確認し、声をかけあいましょう。
- ウ 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

(2) 職場では…

- ア 自転車通勤者等に対する安全利用の促進に努めましょう。
- イ 事業で自転車を利用する場合にも、必ず自転車損害賠償責任保険に加入しましょう。
- ウ 通勤や事業で自転車を利用する場合、ヘルメットを着用しましょう。

(3) 学校・地域では…

- ア 自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけあいましょう。
- イ 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。
- ウ 通学や事業で自転車を利用する場合、ヘルメットを着用しましょう。

(4) 自転車の利用者は…

- ア 自転車に乗るときの基本ルール「自転車安全利用五則」を守りましょう。
- イ 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。
- ウ 自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。



「キュンとするまち。藤沢」
公式マスコットキャラクター ふじキュン♡